○上尾市特定非営利活動法人に対する市民税の減免に関する要綱

平成23年１月26日告示第39号

（趣旨）

第１条　この要綱は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号。以下「条例」という。）第51条第２項の規定による市民税の減免の申請（以下「市民税の減免申請」という。）を行った場合における当該減免に関する基準その他必要な事項を定めるものとする。

２　次条及び第３条の規定は、特定非営利活動法人による市民税の減免申請に対する審査基準（上尾市行政手続条例（平成10年上尾市条例第４号）第５条第１項に規定する審査基準をいう。）として定めるものとする。

３　特定非営利活動法人が納付すべき市民税の減免については、条例及び上尾市税条例施行規則（昭和50年上尾市規則第29号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（減免基準）

第２条　市長は、特定非営利活動法人が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限り、当該特定非営利活動法人を条例第51条第１項第５号に該当する者のうち市長において必要があると認めるものと認定し、その納付すべき市民税を同項の規定により減免するものとする。

(１)　法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第５条に規定する収益事業（以下単に「収益事業」という。）を行っていないこと。

(２)　当該特定非営利活動法人の行っている収益事業が、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動（特定非営利活動促進法第２条第１項に規定する特定非営利活動をいう。）に付随して行っているものと認められ、かつ、その収益事業を行っている事業年度において当該収益事業に係る所得の計算上、益金の額が損金の額を超えていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、特定非営利活動法人が納付すべき市民税を減免することが社会通念上適切でないと認められるときは、減免しないものとする。

（減免する額）

第３条　特定非営利活動法人が納付すべき市民税を前条第１項の規定により減免する場合における当該減免の額は、当該特定非営利活動法人が申告納付すべき市民税の均等割の額の全額とする。

（添付書類）

第４条　特定非営利活動法人が前２条の規定による市民税の減免を受けようとする場合における条例第51条第２項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類は、当該特定非営利活動法人に係る次に掲げる書類とする。

(１)　定款又は規約

(２)　決算報告書

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（審査の方法）

第５条　市長は、市民税の減免申請をした特定非営利活動法人が第２条第１項各号に掲げる要件を満たしているか否かについては、税務署その他の官公署においての公簿の閲覧又は必要に応じて行う実地調査により、これを審査するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、同日以後の市民税の減免申請から適用する。

附　則（平成31年１月29日告示第21号）

（施行期日）

１　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の上尾市特定非営利活動法人に対する市民税の減免に関する要綱第２条第２項の規定は、この告示の施行の日以後に上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）第51条第２項の規定により行う市民税の減免の申請から適用し、同日前に同項の規定により行った市民税の減免の申請については、なお従前の例による。